２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、カンボジアが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後五年以内に同国について適用する。

３　カンボジアは、１及び２に定める五年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　カンボジアは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定に基づく義務の１及び２に定める五年の経過期間の満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三Ｃ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用

１　ラオスは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ラオスが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

３　ラオスは、１及び２に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　ラオスは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、適当な競争法令を作成し、及び制定すること並びに当該競争法令の効果的な実施のために一又は二以上の当局を設置することにおけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三Ｄ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用

１　ミャンマーは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ミャンマーが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

３　ミャンマーは、１及び２に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　ミャンマーは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、適当な競争法令を作成し、及び制定すること並びに当該競争法令の効果的な実施のために一又は二以上の当局を設置することにおけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

第十四章　中小企業

第十四・一条　目的

１　締約国は、零細企業を含む中小企業が経済成長、雇用及びイノベーションに大きく寄与することを認識し、したがって、この協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための中小企業の能力を向上させるに当たっての情報の共有及び協力を促進するよう努める。

２　締約国は、中小企業によるこの協定への関与を奨励し、及び円滑にすることに寄与する規定であってこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十四・二条　情報の共有

１　各締約国は、中小企業に関連するこの協定に関係する情報の共有（公にアクセス可能な情報の場の開設及び維持によるもの並びに知識、経験及び最良の慣行を締約国間で共有するための情報交換によるものを含む。）を促進する。

２　１の規定に従って公にアクセス可能とする情報には、次の事項を含む。

(a)　この協定の全文

(b)　締約国が中小企業に関連すると認める貿易及び投資に関係する法令に関する情報

(c)　ビジネスに関係する追加の情報であって、この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると締約国が認めるもの

３　各締約国は、２に規定する情報が正確かつ最新であることを確保するために妥当な措置をとる。

第十四・三条　協力

締約国は、この章の規定に基づく協力を強化する。この協力には、次のことを含めることができる。

(a)　促進的な、かつ、透明性がある貿易規則の効率的かつ効果的な実施を奨励すること。

(b)　中小企業による市場へのアクセス及び世界的なバリューチェーンへの参加を向上させること（ビジネス間の連携を促進し、及び円滑にすることによるものを含む。）。

(c)　中小企業による電子商取引の利用を促進すること。

(d)　締約国の企業家プログラムに関する経験を交換するための機会を探求すること。

(e)　イノベーション及び技術の利用を奨励すること。

(f)　知的財産に関する制度についての啓発、理解及び効果的な利用を中小企業間で促進すること。

(g)　規制に関する良い慣行を促進し、並びに中小企業の発展に寄与する規則、政策及び計画を作成する能力を開発すること。

(h)　中小企業の能力及び競争力の向上に関する最良の慣行を共有すること。

第十四・四条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に通報する。

第十四・五条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

第十五章　経済協力及び技術協力

第十五・一条　定義

この章の規定の適用上、「作業計画」とは、経済協力及び技術協力に関する活動の表であって、締約国が第十五・五条（作業計画）の規定に従って相互に決定するものをいう。

第十五・二条　目的

１　締約国は、締約国間における実施中の経済協力及び技術協力に関する施策の重要性を再確認し、並びに締約国が相互に利益及び関心を有する分野において締約国の既存の経済上の連携を補完することに合意する。

２　締約国は、経済協力及び技術協力に関する施策についての優先順位を決定し、並びに可能な場合には実施中の努力及び資源の利用（特に、ＡＳＥＡＮの構成国とその自由貿易パートナーとの間の自由貿易協定に基づくもの）の重複を最小にするよう努める。

３　締約国は、ＲＣＥＰの文脈における経済協力及び技術協力が締約国間における開発の格差を縮小し、並びにこの協定の実施及び利用から得られる相互の利益を最大にすることを目的とすることに合意する。経済協力及び技術協力は、各締約国における開発の水準及び国内の能力の差異を考慮するものとする。

４　締約国は、経済協力及び技術協力を奨励し、及び円滑にするための規定であってこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十五・三条　適用範囲

１　この章の規定に基づく経済協力及び技術協力は、貿易又は投資に関係し、かつ、作業計画に定める経済協力及び技術協力に関する活動を通じて、この協定の包摂的、効果的及び効率的な実施及び利用を支援するものとする。